

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年九月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

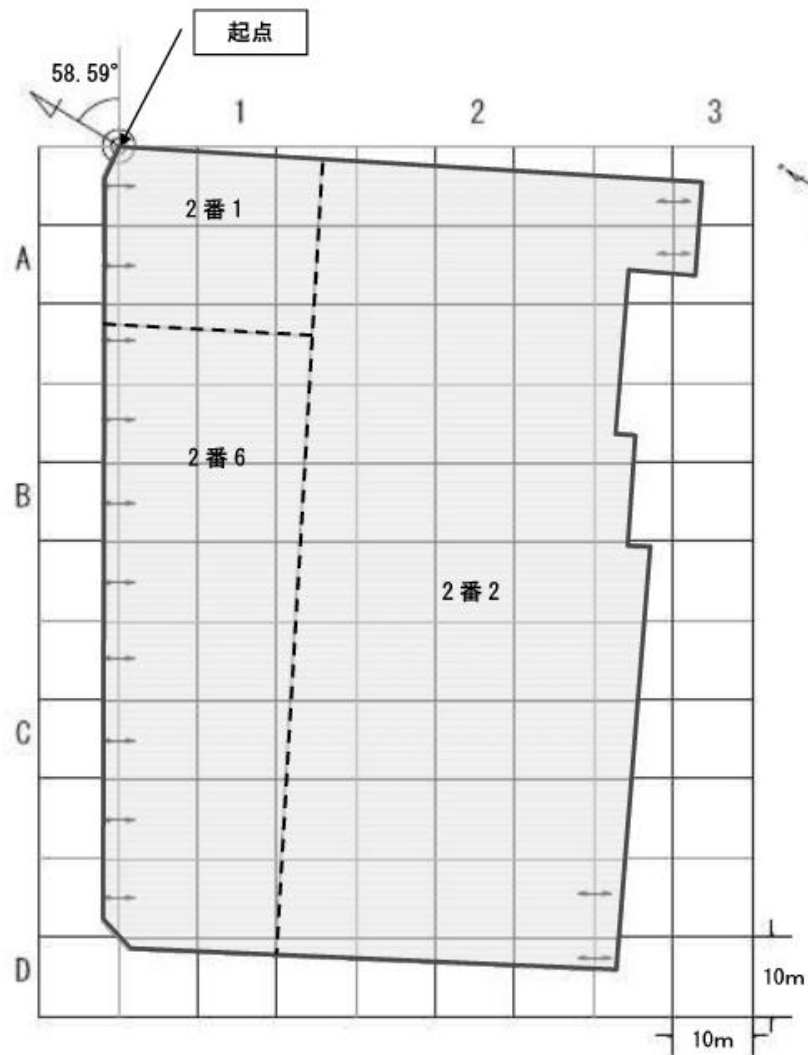
別図のとおり（埼玉県八潮市中央一丁目二番一、二番二の一部及び二番六）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域 別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



起点

起点は埼玉県八潮市中央一丁目2番1の最北端とする

格子の回転角度 58.59°

- 形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）に指定する区画
- 敷地境界
- 地番境界
- ↔ 区画統合